

福祉員の手引き



田布施町社会福祉協議会

近年、少子高齢化や核家族化の進行、コロナ禍での集いの場の減少などにより、地域住民のつながり、関係が希薄になってきています。住民が抱える福祉課題も多様化してきており、公的機関だけではすべての地域を把握し、支援することが難しくなっています。

そこで、各自治会に地域のアンテナ役となる福祉員を設置し、地域で実際に生活をしているみなさんにご協力いただきながら地域の細かい部分まで見逃さないようにしたいと考えています。

①福祉員とは？

田布施町では、242名の福祉員が活動されています。(R4.4.1日現在)

田布施町社会福祉協議会では、福祉員の設置を次のように定めています。

- ・町内各自治会に設置し、担当は選出自治会内とします。
- ・各自治会長から推薦され、田布施町社会福祉協議会会長が委嘱をします。
- ・任期は原則2年です。
(※任期1年や班長が兼務している自治会もあります。)
- ・地域奉仕者として無報酬です。
- ・民生委員児童委員さん等と協力し、地域の見守りをさせていただきます。

※社会福祉法人田布施町社会福祉協議会福祉員設置要綱より抜粋

②福祉員の主な活動は？

福祉員のみなさんには無理のない範囲での見守りをお願いしています。

地域で生活しているみなさんだからこそ気づくこと（近所のちょっとした変化や困りごと）がある場合に民生委員または社会福祉協議会に教えてください。

福祉員のみなさん共通の活動

さりげない見守り



挨拶や買い物など、みなさんが日常生活を過ごされる中でのさりげない見守りをしてください。

普段との違いの発見・連絡



郵便物が溜まっていたり、洗濯物が何日も干しっぱなしなど、普段との違いを発見したら、民生委員または社会福祉協議会へご連絡ください。

情報共有の場への参加



福祉員集会等、自治会長や民生委員さんと地域の情報共有をする場への参加をお願いします。

自治会によっては次の活動にもご協力いただいています

高齢者ふれあい・いきいきサロンへの協力



サロン活動の世話人として代表者と共に活動のお手伝いをいただいています。

社協会費の徴収



社会福祉協議会の会費の徴収にご協力いただいています。

福祉員 Q&A

Q : 福祉員の任期は何年ですか。

A : 2年です。ただし、再任は妨げません。また、自治会によっては1年任期としているところもあります。

Q : 福祉員の報酬はあるのですか。

A : ボランティアですので、報酬はありません。

Q : 福祉員はどのように選任されていますか。

A : 福祉員の役割は、地域での福祉活動を推進することにあります。そのため地域の困りごと等を把握でき、継続的に地域活動に参加できる方を自治会長より推薦していただいています。班長が兼務している自治会もあります。

Q : 福祉員と民生委員児童委員の違いは何ですか。

A : 民生委員児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されています。福祉員は、一住民の立場として活動し、社会福祉協議会からの委嘱となります。

福祉員も民生委員児童委員も、地域の福祉活動を推進する役割を担っており、互いに相談し協力して、身近な地域の困りごと等の解決に向けた活動を行います。

Q : 活動中の事故や怪我についての保険はありますか。

A : 福祉員の方全員がボランティア活動保険に加入しています。

活動中の事故等につきましては社会福祉協議会までご連絡ください。

社会福祉法人 田布施町社会福祉協議会

〒742-1517 山口県熊毛郡田布施町中央南 16 番 1

TEL 0820-53-1103 / FAX 0820-53-1105